

都道府県から「電話相談体制を整備した医療機関」の指定を受けた医療機関の皆様へ

厚生労働省健康局結核感染症課

## 令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業のご案内

都道府県から「電話相談体制を整備した医療機関」の指定を受けた医療機関の皆様は、上記補助金の交付を受けることができます。この補助金は、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日休日や夜間の電話相談業務を行う医療機関に対して、体制整備に必要な費用（消耗品、備品購入、賃金、賃借料、保険料、光熱水費など）を100万円の範囲内で実費支援するものです。

補助金の交付を受けることを希望される医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

### 1. 申請書類の配布

厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

(URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00013.html))

### 2. 対象となる医療機関

受診・相談センターから依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関

### 3. 補助対象経費

受診・相談センターからの依頼を受けた日から令和3年3月31日までにかかる電話相談業務に必要な次に掲げる経費

賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費）、  
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

### 4. 補助金の上限額

1施設当たり 1,000千円

### 5. 申請書の提出

○提出期限：令和2年10月30日としていますが、それ以降も随時受け付けますので、都道府県から指定を受けた後、できる限り速やかにご提出ください。

○提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒100-8779 銀座郵便局留

宛先： 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

#### ○提出書類

- (1) 交付申請書（厚生労働大臣宛の補助金の交付申請書）
- (2) 交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）
- (3) 厚生労働省への請求書（補助金の支払いのための請求書）
- (4) 都道府県から電話相談体制を整備した医療機関として指定を受けたことを証する書類（都道府県の指定通知書等の写し）
- (5) 予算書（抄本）

#### 6. 交付申請書の記入方法について

交付申請書関係書類には複数のシートがあります。そのうちタブの色が黄色になっているシートが記入要領となっていますので、よくお読みください。

#### 7. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については内容を審査のうえ、適切な場合に、補助金の交付決定を行います。補助金の交付を決定した医療機関の皆様には交付決定通知書を郵送するとともに、請求額を請求書記載の金融機関に振り込ませていただきます。

#### 8. 補助金の実績報告等について

補助金の交付を受けた場合には、事業完了後などの機会に実績報告書をご提出いただくこととなります。

また、令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（0円の場合を含む）は、令和4年6月30日までに消費税等の仕入控除額報告書を厚生労働省へご提出いただくこととなります。

これらに関しては後日ご案内させていただきます。

#### 9. 留意事項

- (1) 本補助金は実費支給です。事業実績報告書における国庫補助精算額が、事業実績報告時に既に交付している額より少ない場合には、補助金の額の確定後に差額分について返金していただく必要があります。また、補助金に係る仕入控除額がある場合には、当該仕入控除額を返金していただくこととなりますので、資金管理にはご留意いただくようお願いいたします。
- (2) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には、厚生労働大臣の承認が必要となり、内容によっては補助金の全部又は一部を返納いただくこととなります。
- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) その他本事業の詳細については、本事業の交付要綱をご覧くださいほか、下記にお問い合わせください。

10. 本件に対する照会先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933

11. 添付資料

(1) 本補助金の概要資料

(2) Q&A

(3) 申請書等様式・記入例

(4) 令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業) 交付要綱